



# 保険証の更新について

国民健康保険の「保険証」の有効期限は9月30日です。新しい保険証は、9月下旬に各世帯へ郵送しますので、保険証が届きましたら古い保険証は町民生活課の窓口へお返しいただくか、細かく破いて処分してください。

なお、10月になっても保険証が届かない場合は、ご連絡ください。

## 保険税を納めていないかたには次のような措置が実施されます

- 督促を受けたり、延滞金が加算されます。
- 有効期間の短い「短期被保険者証」を交付する場合があります。これは有効期間が通常より短い保険証で、期限が切れるたびに、その都度新しい保険証の交付を受けることになり、保険税の納付を求められます。
- 納期限から1年間滞納すると、保険証のかわりに「被保険者資格証明書」を交付する場合があります。これは、国保の資格があることを証明するだけですので、医療費は、いったん全額を支払うことになります。
- 療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などの国保給付の全部または一部を滞納保険税にあてることがあります。

このように、保険税を納めないと滞納分の保険税をあとでまとめて支払うことになったり、病気やケガをしたときの医療費が、全額自己負担になるなどの厳しい措置がとられることになります。

※災害などにより生活が著しく困難となったかたは、申請により減免が受けられる場合もあります。

## 問合せ

(資格に関すること)	町民生活課	保険年金担当	☎62-1230 内線103
(保険税に関すること)	税務課	課税・収納担当	↙ 内線132・133

# 秋の全国交通安全運動

## 『人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県』



秋の全国交通安全運動が9月21日(月)から30日(水)にかけて実施されます。秋の交通安全運動の基本目標は「高齢者の交通事故防止」です。高齢者のかたを見かけたら、運転手の皆さんにはスピードを緩めるなど優しい運転を心掛けましょう。

## 重点目標

### ○飲酒運転の撲滅

「しない、させない、許さない」を合言葉に、運転をするかたへのお酒の提供は絶対に止めましょう。

### ○シートベルト・チャイルドシートの着用徹底

シートベルトはすべての座席で着用が義務付けられています。運転席、助手席だけでなく、後部座席の着用も徹底しましょう。

また、チャイルドシートは体格に合ったものでなければ効果がなく、かえって危険です。お子さんの年齢、体格に合ったチャイルドシートを選ぶようにしましょう。

### ○安全車間距離の保持

追突事故を避けるために安全な車間距離を保持するようにしましょう。前の車が目標物を通過後「0、1、0、2」と数え、自分の車が目標物を通過する時が「2」であれば十分な車間距離が取れています。

### ○横断歩道における歩行者優先の徹底と自転車事故の防止

横断歩道は歩行者優先です。横断しようとしている歩行者がいたら道を譲りましょう。また、自転車の事故にも気をつけましょう。

## ■7月1日から埼玉県の自転車の交通規制が変更となりました

- 一定の自転車で幼児2人を同乗させて運転ができるようになりました。
- 携帯電話を使用しながらの自転車の運転が禁止されました。
- ヘッドホンなどで音楽などを聴きながらの自転車の運転が禁止されました。